

東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業助成金交付要綱

(制定) 令和2年4月24日付2都環公技第70号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業実施要綱（令和2年3月4日付31環資産第902号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第8条第3項に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する東京都廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策助成事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱第3条に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4条に掲げるものであって、税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としなない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象機器の要件)

第4条 助成金の交付対象となる一軸破碎機等は、実施要綱第5条の要件を満たすものとする。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第6条に定める経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、第8条第3項の規定による交付決定の通知の日前に契約を締結したものの経費を除く。

(本助成金の額及び助成限度額)

第6条 本助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1の額（その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額）とする。

2 助成対象経費に対する助成限度額は、15,000,000円とする。

（本助成金の交付申請）

第7条 本助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び別表第1に掲げる書類を公社に提出するものとする。

（本助成金の交付決定）

第8条 公社は、前条の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請書及び関係書を審査し、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の規定による本助成金の交付の決定の審査に当たっては、助成対象者がリース事業者である場合は、あらかじめ、月々のリース料金に助成金相当額分の値下がり反映されていることを確認することとする。

3 公社は、前条の規定により申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

4 申請者は、公社から前項の規定による交付決定の通知を受けた日以降に助成事業に着手するものとする。

（交付の条件）

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該事業をいう。以下同じ。）により取得した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

二 公社が第19条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

三 公社が第20条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第21条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第22条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(申請の撤回)

第10条 被交付者は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第5号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 公社は、本助成金の交付の決定後、天災地変及びその他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続できなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第12条 助成事業を行う被交付者(以下「助成事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書(第6号様式)を提出しなければならない。ただし、事業の効果・目的に影響を与えない軽微な変更については、この限りではない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。
- 3 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
- 4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第13条 助成事業者は、個人の事業者にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書(第7号様式)を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第14条 助成事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一

部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(助成事業の廃止)

第15条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書(第8号様式)を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。
- 3 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該被助成事業者に通知するものとする。
- 4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

第16条 助成事業者は、助成事業実施後令和3年3月31日までに実績報告書(第9号様式)及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。ただし、助成事業実施の遅延が助成事業者の責によらず、公社が別途提出日を指定した場合はこの限りではない。

(助成金の額の確定)

第17条 公社は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び現地調査等により、当該助成事業の内容が第8条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に助成金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(本助成金の交付)

第18条 助成事業者は、前条の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第11号様式)を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、適正であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 公社は、助成金の交付の決定後、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- 四 交付決定を受けたもの(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分量の許可を取り消されたとき又は同項に基づく産業廃棄物処分量を廃止したとき。

六 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 第1項の規定は、第17条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者へに通知するものとする。

4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第20条 公社は、第11条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第12号様式)を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第22条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第21条 公社は、第19条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第22条 公社は、助成事業者に対し、第20条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合

には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(処分の制限)

第23条 助成事業者は、助成事業により取得した財産の処分(本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、財産の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請をした助成事業者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書(第14号様式)により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3-2に定める方法により算出した返還額(以下「返還金」という。)を請求するものとする。
- 6 助成事業者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第24条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類について、第18条第2項の規定により公社が本助成金の交付を実施した日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第25条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に

対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導・助言)

第26条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第27条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第28条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附則(令和2年4月24日付2都環公技技第70号)

(施行期日)

この要綱は、決定の日からから施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第7条関係）

	必要書類	備考
1	印鑑証明書	原本
2	登記事項証明書（現在事項全部証明書）	原本
3	見積書（機器本体費用及び設置費用等対象経費が明記されているもの。）	写し
4	一軸破碎機等の性能が分かる仕様書、カタログ等（ただし、一軸破碎機は20mm以下に破碎できることが明記されていること。）	写し
5	廃棄物処理法第14条第6項の許可申請に係る事前計画書又は廃棄物処理法第15条に基づく許可申請書の写し（ただし、東京都（八王子市に設置する施設については八王子市）の受付印があるもの。）	写し
6	一軸破碎機等の設置及び許可申請に係るスケジュール（令和3年4月1日から実証事業に参加できることが明確であるもの。）	
7	リース見積書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し
8	その他公社が必要と認める書類	

別表第2（第16条関係）

	必要書類	備考
1	廃棄物処理法第14条第6項の許可申請書等の写し（ただし、東京都（八王子市に設置する施設については八王子市）の受付印があるもの。）	写し
2	購入一軸破碎機等（購入し、又はリース契約等を締結した一軸破碎機等をいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書等 ※機器の本体価格及び設置費用の記載があるものに限る。	写し
3	購入一軸破碎機等の代金の支払いに係る領収書 ※機器設置業者等の印があるものに限る。	写し
4	購入一軸破碎機等の性能を示す書類	写し
5	購入一軸破碎機等に係るリース証明書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し
6	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者の場合のみ必要	
7	その他公社が必要と認める書類	